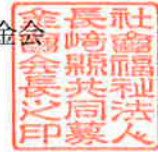


公告（計画の公告）

社会福祉法第119条に基づき、長崎県における令和8年度共同募金の計画について、下記のとおり公告します。

令和8年9月1日

社会福祉法人 長崎県共同募金会
会長 森 拓二郎



1. 募金の目標額 250,000,000 円

内訳

赤い羽根募金	210,000,000 円
歳末たすけあい募金	40,000,000 円

2. 対象者の範囲

地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下「地域福祉活動」という。）及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く）で、次の事項に合致する団体を助成対象とする。

なお、当該事業が本県の区域内であるならば、団体の所在地は区域の内外を問わない。

- 1 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること
- 2 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること
- 3 その事業から生じる利益を構成員に分配しないこと
- 4 事業の実績・内容及び財務の状況を自ら公表できること
- 5 事業計画、予算、決算等が整備されていること
- 6 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること

3. 助成方法

長崎県共同募金会助成要綱に基づいて行う。

4. 助成金交付時期

赤い羽根募金 令和9年4月下旬から令和10年3月末日まで
歳末たすけあい募金 令和8年12月下旬から令和9年3月末日まで